

平成28年7月6日

国税庁長官 迫田 英典 殿
国税審議会長 岩崎 政明 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12
代々木リビン401号
電話03-3354-4162

改正税理士法第3条第3項に定める研修指定の無効確認を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、6月24日付官報公告において、改正税理士法第3条第3項に定める研修の指定（以下、「本件指定」という）がされました。その内容は、去る6月3日に国税審議会で決定された方向性に沿ったものであることは申し上げるまでもありません。

当連盟は、本件指定について、以下の理由のとおり、法令に違反する重大かつ明白な瑕疵があると考えるため、貴殿らに対し本件指定が無効であることの確認を要望致します。

<理由：貴殿らの本件指定は、税理士法施行規則第1条の3第1項に違反する>

指定内容に関する根拠である税理士法施行規則（以下「規則」という）第1条の3第1項は、税理士試験合格者が有する学識と同程度のものを習得することができるものを国税審議会が指定する旨が規定されている。一方で、公認会計士法第16条1項や実務補習規程第1条を勘案すれば、実務補習の目的に「税理士として必要な知識や学識の習得が含まれていないこと」は明らかである。

そこで、本件指定の在り方を鑑みるに、貴殿らはこの「同程度のものを習得」ということに関し実務補習の「内容面」につき何ら検討・評価を加えることなく、「形式面」（注1）を整えたことをもって本件指定をされている。

貴庁税理士監理室長は、「（日本税理士会連合会と日本公認会計士協会との）調整は困難を極めたが、両会からは政治決着でなく自律的に決めたいということだったため、事務局として内容を調整して提示」した旨の発言（平成28年6月23日日税連理事会に先立つ説明）をされている。

貴殿らは、法令の趣旨・内容に沿って研修の指定を行う義務があるのであるから、発言にあったような「調整」を理由に「形式面」のみを整えたことは、研修の指定の在り方として失当である。

法改正時から今日まで、貴殿らには相当の時間的猶予があったにもかかわらず、実務補習における内容面につき何ら検討を加えず、両会の調整を理由に本件のような指定をしたことは貴殿らの明らかな不作為、怠慢であり、本件指定は規則第1条の3第1項に違反する重大かつ明白な瑕疵が存すると言わざるを得ない。さらに、今般公表された「実務補習の充実策等」では「実務補習の制度又は運営に関する重大な事情変更が発生しない限り今般の指定は変更されない」旨が記載されていることから、貴殿らが今後「内容面」の検討・評価をしたからといって、事実上本件指定が再考される余地は残っておらず、瑕疵が治癒することはない。

以上より、本件指定が無効であることの確認を要望する。

以上

（注1）例えば、税法関係の考査全10回中の2回分の合格基準について、従来の各回4割以上に加え税法科目合計で6割以上という基準が追加など。